

# 高浜市の未来を表現するシンボルマークの使用に関する要綱

令和元年5月7日

改正 令和2年9月14日

(趣旨)

第1条 この要綱は、高浜市市制施行50周年のPR活動及び高浜市の魅力発信につながる活動を促進するため、高浜市市制施行50周年記念事業及び若者支援事業のシンボルマーク「高浜市の未来を表現するシンボルマーク」(以下「シンボルマーク」という。)の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(シンボルマークの使用)

第2条 シンボルマークを使用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 市の機関が使用するとき又は市の職員が職務に関して使用するとき。
- (2) 個人が、営利を目的にせず、かつ個人的に又は家庭その他これに準ずる限られた範囲内において使用するとき。
- (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (4) その他市長が適当と認めるとき。

2 市長は、シンボルマークの使用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、シンボルマークの使用を承認しないものとする。

- (1) 法令又は公序良俗に反し、又はそのおそれがあるとき。
- (2) 特定の政治、思想若しくは宗教の活動に使用し、又はそのおそれがあるとき。
- (3) 自己の商標又は意匠とするなど、独占的に使用し、又はそのおそれがあるとき。
- (4) 市の品位を傷つけ、又はそのおそれがあるとき。
- (5) その他市長が不適當であると認めるとき。

(使用の承認申請)

第3条 前条に規定する承認を受けようとする者は、高浜市の未来を表現するシンボルマーク使用承認申請書(様式第1)に必要な資料を添えて、市長に提出しなければならない。

(使用の承認等)

第4条 市長は、前条の申請書が提出された場合において、その内

容が適当であると認めるときはシンボルマークの使用を承認し、高浜市の未来を表現するシンボルマーク使用（変更）承認通知書（様式第2）により、不適當であると認めるときはシンボルマークの使用を不承認とし、高浜市の未来を表現するシンボルマーク使用（変更）不承認通知書（様式第3）により、当該申請を行った者に通知するものとする。

2 市長は、シンボルマークの使用を承認するに当たり、必要があると認めるときは、条件を付けることができる。

（使用上の遵守事項）

第5条 シンボルマークの使用の承認（第8条に規定する変更承認を含む。）を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用に際して次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1） 承認された内容により使用し、使用に条件を付された場合は、その条件に従うこと。

（2） 定められた色、形状等を正しく使用し、デザインの改変等を行って使用しないこと。ただし、市長があらかじめ承認した場合は、この限りでない。

（3） シンボルマークの使用に関し、市から報告その他の要請があった場合、その要請に応えなければならない。

（4） 使用の承認を受けた権利を譲渡し、又は転貸しないこと。

（使用承認期間）

第6条 使用の承認期間は、当該承認の日から令和4年3月31日までの間で市長が指定する日までとする。

（令和2年9月14日・一部改正）

（使用料）

第7条 シンボルマークの使用料は、無料とする。

（承認内容の変更）

第8条 使用者が、承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ高浜市の未来を表現するシンボルマーク使用変更承認申請書（様式第4）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認をする場合においては高浜市の未来を表現するシンボルマーク使用（変更）承認通知書により、承認しない場合においては高浜市の未来を表現するシンボルマーク使用（変更）不承認通知書により、当該申請を行った者に通知するものと

する。

(使用の承認の取消し)

第9条 市長は、使用者がこの要綱若しくは承認の条件に違反し、又は承認された内容と異なる内容により使用していると認めるときは、当該使用者に対するシンボルマークの使用の承認を取り消すものとする。

2 市長は、前項の規定により使用の承認を取り消したときは、高浜市の未来を表現するシンボルマーク使用承認取消通知書（様式第5）により使用者に通知するものとする。

3 第1項の規定により使用の承認を取り消された者は、当該承認の取消しの通知の日以後、シンボルマークを使用してはならない。

(責任の制限)

第10条 市長は、使用者又はシンボルマークの使用の承認を取り消された者がシンボルマークの使用又は使用の承認の取消しによって受けた損失及び第三者に対して与えた損害について、補償、損害賠償その他の法律上の責任を負わない。

(庶務)

第11条 シンボルマークの使用に関する庶務は、企画部総合政策グループにおいて処理する。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、シンボルマークの使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和元年5月7日から施行する。

2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

(令和2年9月14日・一部改正)

附 則 (令和2年9月14日)

この要綱は、令和2年9月14日から施行する。